

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費 (令和7年度当初予算)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 72,145百万円

1. 社会保障施策の充実(58,683百万円)

(単位:百万円)

事 項 名		経 費	財 源 内 訳			
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他
子・ ども 育 て	子ども・子育て支援給付費	44,465	0	0	32,964	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	7,739	0	0	6,287	1,452
	児童保護措置費	6,196	3,059	21	971	2,145
高の 等無 償 育 化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	328	0	0	328	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	5,787	2,893	0	2,894	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	87,932	0	0	974	86,958
	国民健康保険助成費	47,087	0	0	3,833	43,254
	難病等対策費	5,252	2,597	0	2,558	97
	地域医療総合確保事業費	6,236	4,224	62	1,950	0
	介護給付費負担金	64,945	0	0	4,154	60,791
	介護保険地域支援事業交付金	4,623	0	0	550	4,073
	地域介護総合確保事業費	3,724	2,476	0	1,194	54
	診療報酬の充実	26,041	5,645	5	26	20,365
合 計		310,355	20,894	88	58,683	230,690

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみの事項は、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(13,462百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。